

大東監告示第4号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第1項及び同条第2項の規定により定期監査等を実施した
ので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和7年5月26日

大東市監査委員 乗 本 良 一

大東市監査委員 木 田 伸 幸

【担当 監査委員事務局】

令和7年度 第1回 定期監査等の結果報告

1. 監査の目的

地方自治法第199条第1項、第2項の規定により、本市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、大東市監査基準（令和2年大東監第5号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の対象

監査の対象は、危機管理室、会計室、議会事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局が所管する令和6年度の事務及び事業全般とした。

3. 監査の期間

令和7年2月28日～令和7年5月20日まで

4. 監査の着眼点

本監査は、大東市監査基準に基づき、例規に合致しているか否かのほか、その成果や効果等を分析し、経済性・効率性・有効性の観点から、市民の視点に立ち検証を行った。

なお、令和5年度から運用している文書管理・電子決裁システムを中心とした文書事務について、円滑かつ適正に実施されているかどうかについても検証を行った。

5. 監査の実施内容

大東市監査基準に基づき、今回の監査の対象とする部署が所管する令和6年度の事務事業について、文書管理・電子決裁システムに登録された起案書等のデータの開示並びに同システムによらず紙媒体等で作成された帳簿及び文書の提出を求め、これらを基に文書を作成した部署から事情を聴取し、その財務及び一般行政に係る事務執行について監査を行った。

6. 監査の結果

概ね適正に事務が執行されていたが、一部に是正すべき事項があったので、下記

のとおり指摘を行う。

(1) 新田の防災備蓄倉庫について、過日、大相撲の大阪場所における相撲部屋の使用について適当でない旨の問題提起があった。当該倉庫は設置当時市と地元自治会で覚書を交わし、その後の運営管理を行っていたが、規定に曖昧な点があったため、双方の解釈に相違が生じ、トラブルが生じたものと考えられる。今後、このような状況を発生させないためにも、双方の意思疎通を図り、関連法規の範囲内で双方が納得できる妥協点を見出し、その結果を覚書の改正に盛り込むよう努められたい。

(2) 「防災システム PC 用マイクロソフト office の 23 個」が不執行になっている。原因は、当初の目算に誤りがあり、当初の目的を達成できないことが判明したということである。不執行として出直したことは悪くないと思うが、事前の情報収集をもっと正確に行い、効率的で適正な事務執行を目指すべきである。なお、安易に同等品不可としたり、随意契約とする傾向もみられるが、災害対策に係る備品等の購入は、市民の財産・生命を守る点から比較的優先順位が高いとされていることもあり、より効率的な契約事務を励行されたい。

(3) 今年度、大東市資金管理方針を定められ、これに基づいて資金運用すると聞いている。本市の以前の資金運用はほとんど金利が付かない状況下、債券価格の変動を利用した比較的大きな売買益をあげていたが、最近の金利上昇局面で、保有債券の時価が低迷し、売買益は見込めない状況となっている。損失が具現化した訳ではないので改善を指摘するものではないが、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と地方財政法第 8 条に定めるとおり、市の余裕資金は最大限活用すべきである。

資金運用に際しては機動的な判断と行動が必要になる。資金管理方針に定める多数の意見を尊重し、責任を分担する方針とは相容れない関係性にあると思うが、今後の資金運用は適切な体制において、正確な情報収集と、適切なタイミングによる適切な判断で、リスクの軽減を図りながら最大限の効果を図られたい。

(4) 政務活動費については、詳細な手引を作成し、極めて適切な運営が行われている。

しかしながら「情報通信・交通費」の私費と政務活動費の按分率の基準が曖昧だったり、付与ポイントの除外が徹底できていない状況が見受けられた。また、当該手引について外部から要求があれば情報提供しているが、ホームページ等での積極的な公表は行っていない。政務活動費の改善は議員の負担に繋がる面もあり、事務局として困難かもしれないが、より適正な運用となるよう努められたい。

近年、国レベルではあるが、政治と金の問題が批判の対象になっており、本市で問題になっているものではないが、外部に対する透明性を高め、信頼を維持するため、WEB上など積極的に外部に公表するよう努められたい。

(5) 市議・市長選における公費負担において、市の確認金額に基づいて選挙運動用自動車燃料代を支給する制度であるにも関わらず、確認書でなく請求書で支払っているケースがあった。燃料代が当初の確認(予定)額を超えたにも関わらず、再度の確認書を発行せずに支払を行ったもので、交付手続の規定に反する行為である。公金の支出に関しては厳に規定された手続に沿って進められたい。

7. 監査委員意見

改善点は以上であるが、それ以外に検討が必要と思われる点を挙げておきたい。

1つ目は意見聴取の際にはあげなかったが、それに先立つ事前調整の段階で「職員団体の登録の取消に関する口頭審理の手続に関する規則」において、行政手続法の制定とともに改正すべき点が改正されずに放置されており、今回の監査対象は令和6年度の事務事業であるが、これは令和2年度当初からコロナ禍に見舞われ、残されていた事例である。現場においては実務が先行し、例規の確認を怠りがちになり、実務と例規の規定が乖離するケースがたびたび見られる。機会あるごとに言及していることではあるが、例規の確認は随時行っていただきたい。

2つ目は地方自治法施行令の改正に伴い、令和7年4月1日に契約規則第25条第1項が改正され、随意契約の限度額が引き上げられたことである。これに従って、いわゆる1号随契の数が大幅に増加すると思われるが、安易に随意契約を締結するようなことがあってはならない。今回の定期監査の対象部署以外においも、1件1件随意

契約の理由を慎重に確認し、契約事務を遂行していただきたい。

最後に、定期監査は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確であることは当然のこと、経済的、効率的かつ効果的な実施の確保についても確認し、それに反していることがあれば改善を促し、住民の福祉の増進に資することを目的としている。

定期監査の都度言及することではあるが、以前は正しいとされていたことであっても、今後ずっと正しいとは限らない。市の業務において適切であると代々引き継がれてきたやり方であっても、他に適切な方法があると確信できれば自ら変えていく。組織としてそのような姿勢が今の時代には求められている。

幹部職員だけでなくそれぞれの職員が見直しを進め、組織として市民に対する良質なサービス提供とともに、コストパフォーマンスにおいても優れた事務執行を行って頂くことで、市政に対する市民の信頼が増すのである。引き続き市民の信頼が揺らぐことのない事務執行となるようお願いしたい。